、3歳未満の子を養育している皆さんへ (H27.10.1時点で養育) /

「養育特例(
 (
 報酬月額特例)」の中出はお済みですか?

~ 申出により特例が適用されると年金額の減少を防ぐことができます!~

養育特例制度の内容

平成27年10月から標準報酬制が導入されたことに伴い始まった制度で、3歳未満の子を養育している期間中の組合員の標準報酬月額が下がったとき、組合員の申出に

より、養育期間前の高い標準報酬月額を基に将来の年金額を算定します。

この特例により、育児部分休業等により養育期間中の報酬が下がったことによって、将来の年金額が低くなることを防ぐための制度です。

養育特例の対象者

3歳未満の子と同居し養育している組合員

(別居の場合は、養育特例の対象になりません。)

- <養育特例の対象要件についての留意点>
 - ①養育する子が被扶養者に認定されているかどうかを問いません。また、父母どちらにも適用されます。
 - ②子の養育を開始した日(下記参照)から2年間、遡及して申出することができます。(2年間を経過すると時効になります。)
 - ③育児休業等を取得していない方も対象になります。

養育特例の対象期間

3歳未満の子を養育している期間

<養育を開始した日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月までが対象です。>

「養育を開始した日」とは、

- ① 子が出生したとき
- ② 子を養子としたとき
- ③ 別居していた子と同居することと なったとき

等

「養育を終了した日」とは、

- ① 養育している子が3歳に達したとき ② 組合員が死亡又は退職したとき
- ③ 他に3歳に満たない子を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 育児休業等(掛金免除)を開始したとき ⑥ 産前産後休業(掛金免除)を開始したとき
- ⑦ 被保険者が70歳に到達したとき(退職等年金給付は除く)

養育特例が適用される場合

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、当該子の養育を開始した日の日の属する月の前月(以下「基準月」という。)の標準報酬月額(以下「従前

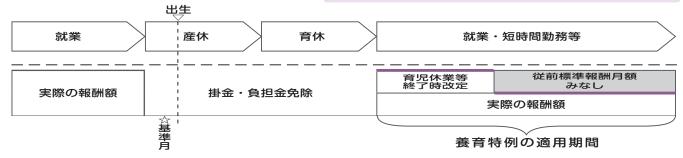
標準報酬月額」という。)を下回ったとき、組合員の申出により年金額の算定においては従前標準報酬月額を適用します。

/養育特例の適用\ となる主なケース/

- ①育児部分休業や育児短時間勤務を取得している組合員(育児休業終了時改定により標準報酬月額が減額改定) ②標準報酬月額が定時決定や随時改定により減額改定した組合員
- ③一元化 (平成27年10月1日) 施行時の取扱いに該当する組合員 (子がH24.11.1生~H27.10.31生の場合)
- *産前産後休業・育児休業による掛金免除期間中は、養育特例の適用がありません。
- *養育特例の適用期間中に徴収する保険料は、実際の(低い)標準報酬月額より算定した額で徴収されます。
- *傷病手当金等の短期給付の算定基礎となる標準報酬月額には適用されません。
- *養育期間中の標準報酬月額が従前標準報酬月額を下回らない場合は、実際の標準報酬月額によって年金額を算定します。

【養育特例の事例】3歳未満の子が一人の場合

----- 掛金等を算定するときの標準報酬月額 ----- 年金額を算定するときの標準報酬月額 ○育児部分休業等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が年金額の算定上、保障されます。



養育特例の申出(提出書類等)

『養育期間標準報酬月額特例申出書』に下記の必要添付書類を添えて、所属所の 共済事務担当課に提出してください。

添付書類 ア. 戸籍謄本(又は子の生年月日及びその子との身分関係を明らかにできる市町村長の証明書等)

- イ. 世帯全員の住民票 (続柄表示のあるもの)
- ウ. その他(必要に応じて書類を求めることがあります。)
- *平成27年9月30日以前に養育特例の要件に該当していた場合には、平成27年10月1日に遡って養育特例が受けられます。この場合の「従前標準報酬月額」は、養育開始日の前月の掛金の標準となった給料月額に手当率(一般職:1.25、特別職:1)を乗じて得た額を標準報酬等級表に当てはめた額となります。

届出等に関する詳細につきましては、所属所共済事務担当課へお問い合わせください。